

企業版ふるさと納税(地方創生応援税制)について

令和4年1月

内閣官房 デジタル田園都市国家構想実現会議事務局
内閣府 地方創生推進事務局

詳しくは、

企業版ふるさと納税ポータルサイト

検索



https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kigyous_furusato.html

【問合せ先】

内閣府地方創生推進事務局

電話: 03-6257-1421

メール: kigyous_furusato@cas.go.jp

担当者:

(制度に関すること) 中島、建部、柳田

(広報・普及啓発に関すること) 菅野、西村、板井

1. 企業版ふるさと納税制度の概要及び活用

官民連携による地方創生

- ・地方創生は、行政の力だけでは成し得ない。
- ・行政と民間が力を合わせ、官民連携して取り組むことが必要。
- ・企業版ふるさと納税の活用により、企業のノウハウ・知見を活かした地方創生の推進が可能に。
- ・寄附活用事業の企画・立案段階から企業が参画する例もある。

シティプロモーションにつながる

- ・企業版ふるさと納税の活用を通じて、企業に対して、地域の魅力や行政の取組をPRする機会となり、シティプロモーションにつながる。

地方創生に必要な財源の確保

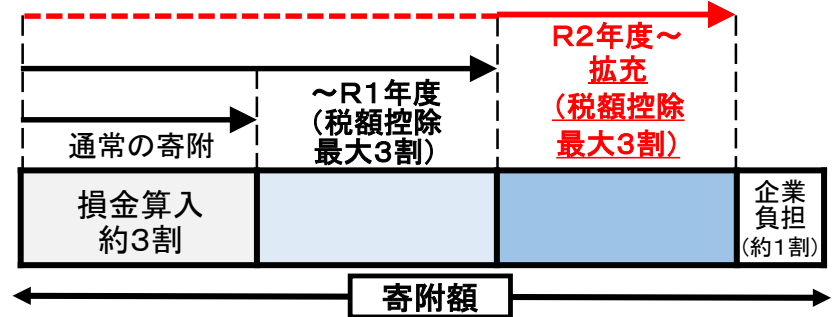
- ・限りある財源の中で、予算措置が難しいとされている事業についても、寄附を活用することで財源を確保し、事業が実施できる可能性もある。

企業版ふるさと納税

地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について法人関係税を税額控除

制度のポイント

- 企業が寄附しやすいよう、
 - ・損金算入による軽減効果に税額控除による軽減効果を上乗せ
 - ・寄附額の下限は10万円と低めに設定
 - 寄附企業への経済的な見返りは禁止
 - 寄附額は事業費の範囲内とすることが必要
- ※ 不交付団体である東京都、不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村は対象外。
 ※ 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。

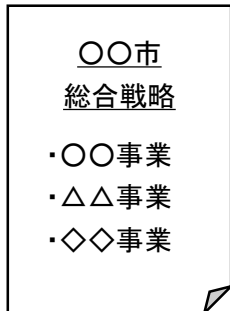


例) 1,000万円寄附すると、**最大約900万円**の法人関係税が軽減。

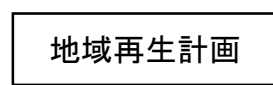
- ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除。(法人住民税法人税割額の20%が上限)
- ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)
- ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)

活用の流れ

①地方公共団体が地方版総合戦略を策定



②①の地方版総合戦略を基に、地方公共団体が地域再生計画を作成



④寄附



⑤税額控除

企業が所在する自治体 (法人住民税・法人事業税)



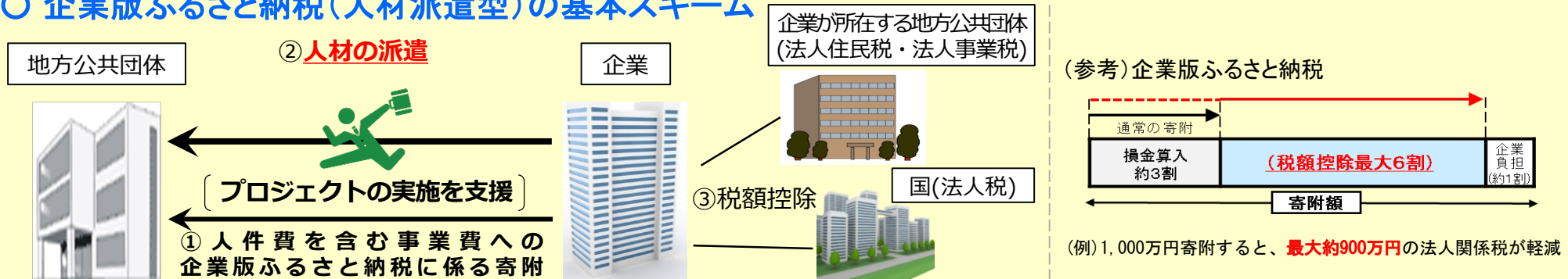
国 (法人税)

◆ 地域再生計画の認定を受けた地方公共団体の数: 46道府県1,260市町村(令和3年11月26日時点)

企業版ふるさと納税（人材派遣型）

企業版ふるさと納税の仕組みを活用して、専門的知識・ノウハウを有する企業の人材の地方公共団体等への派遣を促進することを通じて、地方創生のより一層の充実・強化を図る

○ 企業版ふるさと納税（人材派遣型）の基本スキーム



企業版ふるさと納税（人材派遣型）とは、企業から企業版ふるさと納税に係る寄附があった年度に、**当該企業の人材が、寄附活用事業に従事する地方公共団体の職員として任用される場合のほか、地域活性化事業を行う団体等であって、寄附活用事業に関与するものにおいて採用される場合をいう**

地方公共団体のメリット

- **専門的知識・ノウハウを有する人材**が、寄附活用事業・プロジェクトに従事することで、地方創生の取組をより一層充実・強化することができる
- 実質的に**人件費を負担することなく、人材を受け入れる**ことができる
- **関係人口の創出・拡大**も期待できる

企業のメリット

- 派遣した人材の**人件費相当額を含む事業費への寄附により、当該経費の最大約9割に相当する税の軽減**を受けられる
- 寄附による金銭的な支援のみならず、事業の企画・実施に派遣人材が参画し、**企業のノウハウの活用による地域貢献**がしやすくなる
- **人材育成の機会**として活用することができる

○ 活用にあたっての留意事項

- ・ 寄附企業からの**人材受入れなどを対外的に明らかにすること**により透明性を確保
- ・ 寄附企業への寄附を行うことの代償としての**経済的利益供与の禁止** など

活用団体	受入期間	従事する事業	派遣者	活用団体	受入期間	従事する事業	派遣者
岡山県真庭市	令和3年4月1日から2年間	観光振興事業	岡山市内の企業から1名	熊本県	令和3年8月18日から約11ヶ月間	脱炭素化推進事業	福岡市内の企業から1名
新潟県	令和3年6月1日から9ヶ月間	ICTを活用した地域課題解決	東京都内の企業から1名	岩手県大槌町	令和3年10月1日から6ヶ月間	防災・協働地域づくり	東京都内の企業から1名
大阪府貝塚市	令和3年7月1日から2年間	駅開発等のまちづくり事業	大阪市内の企業から1名	奈良県葛城市	令和3年10月1日から6ヶ月間	ICTを活用した地域課題解決	東京都内の4企業から1名

企業のPRに

- 地方公共団体のホームページや広報誌、寄附活用事業で整備された施設の銘板などに当社の名前が掲載されたことで、日頃から付き合いのある取引先や金融機関に対する信用力向上にもつながりました。
- 寄附目録の贈呈の際に、記者発表の場が設けられたことで、自社のCSRを広く周知することができ、企業のイメージアップにもつながりました。



企業の継続的な発展に寄与

- 寄附を通じて、人材育成事業を推進することで、地域の人材を育成し、将来的には自社の人材確保につながることを期待しています。
- 寄附を通じて、自社が利用する原材料の生産を促進する事業を推進することで、結果的に自社の原材料確保につながりました。
- 地域経済活性化の取組を応援することで、地域に根差した事業を行う当社の事業運営にも資するものと考えています。
- 地方公共団体の観光事業を応援することで、観光客が増加し、観光業を営む自社の利益にもつながると考えています。



地方公共団体等との新たなパートナーシップを構築

- 寄附活用事業に参画するきっかけとなっただけでなく、当該事業に関係する学校法人やNPOなど、地方公共団体以外の機関ともパートナーシップを構築できました。
- 寄附を契機に、地方公共団体と日頃からのコミュニケーションが生まれ、自社の事業に関する相談などをしやすくなりました。



SDGsやESGに寄与

- 環境保全や脱炭素社会の実現は、自社の継続的な事業運営のためにも重要なテーマですが、自社だけで推進することは困難です。地域の環境保全や脱炭素に係る取組を応援することで、それらを推進できたことは大きな意義があったと考えています。



被災地の復興に

- 災害で大きな被害を受けた地域の復興の取組に対して、本制度を活用することで当社にとって最大限の寄附を行うことができました。



創業地や縁のある地への恩返しに

- 創業地や縁のある地方公共団体が推進している事業を、寄附を通じて応援することで、恩返しができただけではないかと考えています。



寄附活用自事業が社員のプラスに

- 寄附を活用して地方公共団体により実施された子育て事業は、当社の子育て世代の社員にとってもプラスになっています。また、社員としては、自分が働く企業が、地方公共団体の子育て事業に協力していることに誇りを感じ、モチベーションアップにもつながっているようです。



「寄附をしたい地方公共団体や事業が見つからない」という声も

● 地域再生計画の認定を受けている地方公共団体については下記のリンクから確認できます。

地域再生計画



● 地方公共団体が特に寄附を募集している事業については下記のリンクから確認できます。

寄附募集事業



● 内閣府では、企業と地方公共団体のマッチングの機会を設けておりますので、ぜひご活用ください。

マッチング会



企業版ふるさと納税の活用 ー地方公共団体が寄附受入れに至る流れー

1. 庁内の体制づくり

- 地域再生計画の認定を受ける
※申請時点において具体的な寄附の見込みが立っていても認定を受けることは可能
- 企業版ふるさと納税の担当部局が各部局に制度を周知
(幹部が集まる会議や、庁内ネット掲示板などを利用)
- 横断的なプロジェクトチームを立ち上げ、寄附活用事業の企画・立案や寄附集めで連携



2. 企業のリスタアップ

- 企業版ふるさと納税の担当部局が、産業振興の担当部局等に企業情報の提供を依頼
- 寄附を依頼する企業の候補をリスタアップし、庁内に共有



3. 企業へのアプローチ

- 寄附活用事業をPRするチラシ等を作成し、企業に送付
- 電話やメールで、寄附活用事業の必要性や企業にとってのメリットを説明
- 前述のアプローチで関心を持った企業と面談
- 企業の業績や決算時期を踏まえたアプローチ

～寄附活用事業の告知方法～

- ホームページや広報誌に掲載
- 地元メディアに情報提供をすることで記事化
- 関連イベントで告知
- 内閣府ホームページへの掲載

～アプローチの主体～

- 都道府県が、管内市町村の寄附活用事業を取りまとめて企業に発信するなど、リーダーシップを発揮することで、地域全体の寄附獲得につながるケースも
- 首長や幹部職員がアプローチをかけることで、企業の経営者との面談が実現し、寄附につながるケースも
- 寄附依頼先の企業と接点のある外部の人物に協力を得たことで、寄附につながるケースも

～リスタアップする企業の例～

- 寄附活用事業と関連の深い事業を行っている
- 経営者が出身者
- 支店や工場が立地
- 首長や職員とつながりのある人物が企業に在籍
- 包括連携協定を締結している企業 など



4. 企業からの寄附



5. 寄附受入れ後のフォロー

- 寄附企業名等を積極的に発信
 - ・ 地方公共団体のホームページや広報誌に寄附企業名等を掲載
 - ・ 寄附活用事業により整備された施設等に、寄附企業名入りの銘板を設置
 - ・ 寄附目録の贈呈式など、記者会見の場を設ける
- 寄附を活用して整備した施設の完成式典等に招待
- 寄附活用事業の進捗報告
(寄附がどのように活用されたかや、取組の効果等)



次年度以降の継続的な寄附に！

寄附活用事業検討（庁内の体制づくり）段階（前頁1の段階）

想定される疑問点	回答（取組例）
<p>企業に訴求しやすい事業とは。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●企業の継続的な発展に寄与する事業など、企業にとっても魅力ある事業づくりを行うことが重要。 ●新型コロナウイルス感染症対策・災害復興支援・デジタル技術の活用（デジタル田園都市国家構想）など、企業の注目度の高い寄附活用事業を構築することが重要。
<p>事業検討段階から企業と協働できる可能性は。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●企業とともに寄附活用事業を創り上げていく例もある。事業を練り上げてから企業にアプローチするだけでなく、企業と対話し、共に事業を練り上げていくことも重要。

企業のリストアップ段階（前頁2の段階）

<p>どのようにアプローチ先の企業を選べばよいか分からない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地方創生担当部局だけでなく、商工部局（企業誘致担当など）、企業との包括協定を担当している部局、東京事務所（県人会など）などとの連携を密にして企業のリストアップを行う。 ●マッチング会や説明会に参加し、企業とのネットワークを作ることが効果的。 ●シティプロモーションの一環としての位置づけが重要。
------------------------------------	--

企業版ふるさと納税の寄附獲得に向けた取組例 ～地方公共団体向け～②

企業へのアプローチ段階（前々頁3の段階）

想定される疑問点	回答(取組例)
<p>企業へのアプローチの仕方が分からない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 寄附活用事業の必要性や、寄附目録贈呈式の開催、記者発表(プレスリリース)、寄附を活用して整備した施設への銘板の設置、ホームページ・広報誌や県政番組での広報など、企業のメリットになる点を伝えることが有効と考えられる。 ● 首長や幹部職員によるトップセールスや直筆メッセージも有効と考えられる。 ● 一度きりでなく、(不)定期的に同一企業に働きかけを行うことが重要。その際、地方公共団体の方向性・姿を理解してもらう姿勢・視点が不可欠。また、寄附を行う企業の立場に立ち、どのようなやり方・内容でアプローチされることが望まれるか考えることも重要。

全体を通して

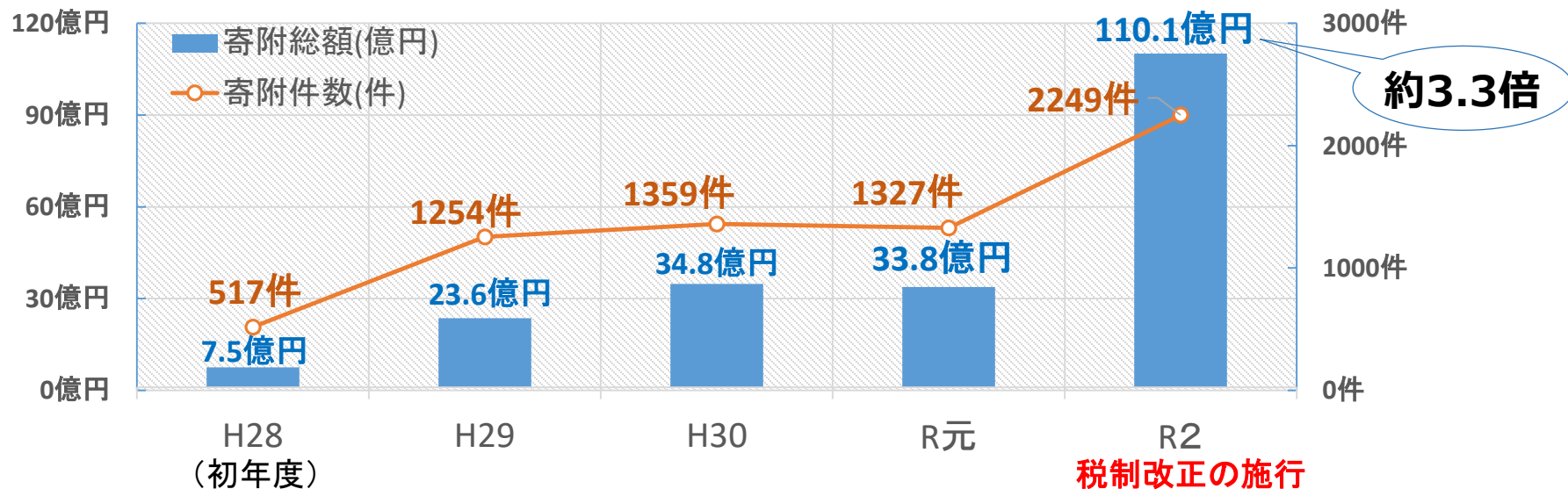
<p>企業版ふるさと納税の活用を促進するにあたり、どのような姿勢で取り組んだら良いか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 各都道府県の企業版ふるさと納税推進リーダーが中心となり、県内市町村も巻き込んだ上で、地域一丸となって取り組むことが必要。 ● 地域別(ブロック別)の説明会やマッチング会の開催も有効と考えられる。 ● 自ら、明確に定量的・定性的な目標を立てて、目標に向かって取り組むことが重要。
---	--

2. 令和2年度の寄附実績等

令和2年度寄附実績

○ 令和2年度の寄附実績は、**税制改正の大幅な見直しを踏まえ**、コロナ禍にあっても、金額・件数ともに**大きく増加**（金額は前年比**3.3倍**の**110.1億円**、件数は**1.7倍**の**2,249件**）

区分	H28年度 (初年度)	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度 (税制改正の施行)	合計
寄附額 (対前年度増加率)	7.5億円	23.6億円 (+215%)	34.8億円 (+48%)	33.8億円 (△3%)	110.1億円 (+226%)	209.7億円
寄附件数 (対前年度増加率)	517件	1,254件 (+143%)	1,359件 (+8%)	1,327件 (△2%)	2,249件 (+69%)	6,706件



令和2年度寄附実績 — 寄附金の使い途 —

事業分野	令和2年度 寄附活用額	(参考) 令和元年度 寄附活用額
しごと創生	4,212.6	2,178.0
地方への人の流れ	2,820.4	558.8
働き方改革	512.1	253.6
まちづくり	3,465.8	389.9
合 計	11,010.9	3,380.3

(単位：百万円)

(参考) 災害対策・新型コロナ対策等への活用

○災害対策に関する事業 … 1,773.0 百万円

○新型コロナウイルス感染症対策に関する事業 … 885.6 百万円

<主な活用例>

- ・ 医療機関の院内感染防止のための施設整備費用を補助
- ・ 市内の幼稚園、保育園、小中学校、高校等へ消毒スプレーを配布
- ・ 医療機関、福祉施設職員等への支援金の支給
- ・ 文化芸術活動継続のため、公演・展示等への活動経費を補助

○DX (デジタル・トランスフォーメーション) の推進に関する事業 … 49.2 百万円

令和2年度寄附実績 一都道府県別の寄附受入れ実績一

- ほぼ全ての都道府県で活用自治体数、金額が増加。
- 寄附額全体の対前年増加率(約3.3倍)を超える増加率となった都道府県は、26府県。

(単位:件、百万円、団体)

	令和2年度			(参考)令和元年度		
	寄附件数	寄附額	寄附活用団体数	寄附件数	寄附額	寄附活用団体数
北海道	262	1,577.5	61	54	653.1	15
青森県	26	1,078.5	11	55	469.5	9
岩手県	57	372.7	11	33	88.6	6
宮城県	65	156.3	10	46	44.2	9
秋田県	38	68.6	9	39	29.6	7
山形県	38	67.9	8	42	23.4	6
福島県	43	182.3	16	12	11.9	6
茨城県	69	578.5	13	18	309.1	5
栃木県	18	54.5	6	5	15.7	4
群馬県	57	344.0	11	58	22.3	8
埼玉県	31	54.6	8	24	56.9	6
千葉県	36	119.0	11	20	16.9	4
東京都	15	16.1	3	12	4.7	2
神奈川県	28	101.6	7	16	54.8	6
新潟県	73	171.4	19	41	41.3	11
富山県	23	78.1	7	11	14.9	5
石川県	71	215.0	10	80	78.2	9
福井県	11	19.7	3	11	14.5	2
山梨県	11	38.4	5	9	3.4	3
長野県	67	244.9	31	75	153.6	21
岐阜県	55	125.5	12	23	31.6	6
静岡県	53	950.7	15	31	20.4	6
愛知県	23	593.2	13	5	1.5	5

	令和2年度			(参考)令和元年度		
	寄附件数	寄附額	寄附活用団体数	寄附件数	寄附額	寄附活用団体数
三重県	32	115.3	9	7	2.0	3
滋賀県	10	35.1	4	10	16.8	2
京都府	93	261.0	12	11	25.2	4
大阪府	55	117.0	6	33	20.6	8
兵庫県	81	147.2	16	65	100.7	13
奈良県	20	65.0	7	10	38.8	5
和歌山県	24	29.6	12	13	11.5	3
鳥取県	33	42.3	7	15	12.2	2
島根県	20	63.9	8	17	48.2	7
岡山県	69	342.6	20	119	222.0	15
広島県	70	659.2	12	25	93.5	6
山口県	20	23.7	4	8	2.0	3
徳島県	46	363.2	11	27	31.9	3
香川県	4	14.0	3	6	30.0	2
愛媛県	19	123.7	8	5	2.3	2
高知県	22	154.7	6	21	18.9	3
福岡県	75	214.7	14	31	57.0	11
佐賀県	49	102.1	11	15	287.2	6
長崎県	64	44.4	7	31	25.6	3
熊本県	74	416.1	15	13	16.2	6
大分県	29	59.6	9	8	15.6	3
宮崎県	48	75.8	9	31	39.0	5
鹿児島県	109	318.4	19	83	97.5	15
沖縄県	13	13.7	4	3	5.5	2
合計	2,249	11,011	533	1,327	3,380	293

※表内の赤色の箇所は、寄附件数全体の対前年増加率(約1.7倍)を超える増加率となった都道府県別の寄附件数です。
 ※表内の青色の箇所は、寄附額全体の対前年増加率(約3.3倍)を超える増加率となった都道府県別の寄附額です。
 ※寄附額については、端数処理しているため、内訳と合計が一致しない場合があります。

3. 活用促進に向けた取組

活用促進に向けた国の取組 一企業と地方公共団体とのマッチング会一

○ 内閣府では、我が国におけるSDGsの国内実施を促進し、より一層の地方創生につなげることを目的に、官民連携の場として、2018年8月31日に「地方創生SDGs官民連携プラットフォーム」を設置。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
持続可能な開発目標

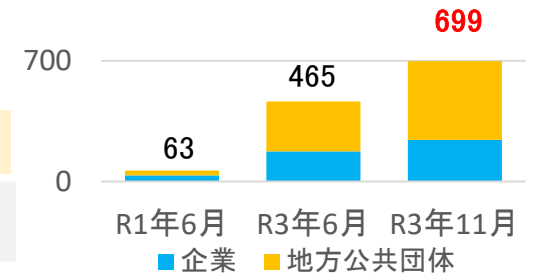


○ 会員数：6,013団体(2021年10月末時点)
〔 都道府県及び市区町村:1,017団体 / 関係府省庁:16団体 / 民間団体等:4,983団体 〕

○ 会員からのテーマ提案に基づき分科会を設置(2021年10月末時点:52分科会)。

- SDGsの17の目標のうち「11 住み続けられるまちづくりを」は、地方創生に深く関連。
- 地方公共団体における地方創生の取組の多くは、持続可能な開発目標(SDGs)の達成にも寄与。
- 特に、企業版ふるさと納税の活用事例は、「17 パートナーシップで目標を達成しよう」に通じるもの。

分科会会員数の推移



企業版ふるさと納税 分科会 (企業241団体、地方公共団体458団体 ※R3.11時点)

- 課題
- SDGs関連事業に取り組む企業が企業版ふるさと納税を活用するメリットの周知。
 - SDGs関連事業を通じた地方公共団体と企業とのマッチングの機会の創出。

○2020年度開催実績

- 第1回: 8月26日(WEB開催) 自治体72団体、企業34団体
- 第2回: 10月1日(WEB開催) 自治体147団体
- 第3回: 10月29日(WEB開催) 自治体42団体、企業31団体
- 第4回: 12月9日(WEB開催) 自治体62団体、企業33団体
- 第5回: 1月22日(WEB開催) 自治体116団体、企業87団体
- 第6回: 2月25日(WEB開催) 自治体82団体、企業77団体

- ・自治体向けのセミナー(企業への効果的なプレゼンテーションや個別面談時の対話の手法等)、模擬プレゼンを実施
- ・企業版ふるさと納税(人材派遣型)についての説明を実施
- ・企業からのプレゼンテーションを実施
- ・企業版ふるさと納税(人材派遣型)のプレゼンテーション及び個別面談を実施
- ・メインテーマを設定(①スポーツ・文化の振興、②脱炭素社会の実現)
- ・自治体(今治市)による取組事例発表

○2021年度開催実績・予定(合計6回程度開催予定)

- 第1回: 7月15日(WEB開催) 自治体149団体、企業58団体
- 第2回: 9月2日(WEB開催) 自治体88団体、企業68団体
- 第3回: 10月13日(WEB開催) 自治体137団体、企業64団体
- 第4回: 11月18日(WEB開催) 自治体102団体、企業62団体
- 第5回: 1月18日(WEB開催) アドバイザー相談会として開催
- 第6回: **2月9日開催予定(WEB開催)**

- ・メインテーマを設定(①脱炭素社会の実現、②国土強靱化、③新型コロナウイルス感染症対策)
- ・自治体(新潟県)による取組事例発表
- ・メインテーマを設定(デジタル・トランスフォーメーションによる地域課題の解決)
- ・企業が地方公共団体のプレゼンテーションを視聴した上で関心ある地方公共団体と面談できるよう、個別面談会を別日に設定

- ・メインテーマを設定(①災害・国土強靱化・新型コロナウイルス感染症対策、②移住・定住の促進)

テーマ: サテライトオフィス等のデジタル技術活用による地域課題の解決

- 地方公共団体と企業のマッチングを推進し、企業版ふるさと納税の一層の活用を図ることを目的として、「内閣府企業版ふるさと納税マッチング・アドバイザー」制度を創設。
- 令和3年10月に、3名の方に「内閣府企業版ふるさと納税マッチング・アドバイザー」を委嘱。
- 内閣府主催の企業版ふるさと納税分科会「企業と地方公共団体とのマッチング会」参加者に対してアドバイスを実施。



NPO法人ETIC.
山内 幸治



(一財)地域活性化センター
吉弘 拓生



(株)官民連携事業研究所
晝田 浩一郎

マッチング会のサイトはこちら→



企業の「各地方公共団体でどんな寄附事業があるか分からない。」に応えるため、内閣府ポータルサイトに寄附募集事業を掲載。

■企業版ふるさと納税ポータルサイト トップページ



特に寄附を募集している事業一覧

地域から探す ➡

キーワードから探す ➡

企業版ふるさと納税
ポータルサイト➡



特に寄附を募集している事業・分野別

1	交通・都市計画
2	生涯活躍のまち
3	空家・空き店舗対策
4	環境保全
5	人材育成
6	結婚



特に寄附を募集している事業一覧（人材育成）

地方公共団体名	特に寄附を募集している事業名
北海道	北海道未来人財応援事業
北海道札幌市	さっぽろ未来創生プロジェクト
北海道北見市	地域資源カーリングを活用した知名度向上と交流人口拡大のための拠点整備プロジェクト
北海道苫小牧市	苫小牧版地方創生事業
北海道根室市	根室市まち・ひと・しごと創生推進事業
北海道滝川市	滝川市まち・ひと・しごと創生事業
北海道伊達市	伊達市まち・ひと・しごと創生推進事業
北海道知内町	町立知内高等学校魅力化プロジェクト



愛知県小牧市

こまきこども未来館運営事業
みんなで育てよう！「こまきこども未来館」
～子どもを中心に世代を越えて市民がつながる施設を目指して～

こまきこども未来館は、本市の子育て支援の中核施設として、
「こどもの夢への挑戦を応援する施設」
「こどもを中心に世代を越えて市民がつながる施設」
「子育て・子育ての中核となる施設」
を目指し、さまざまな「遊び」や「体験」を通じて、楽しみながらそれぞれ「学び」をみつけることができる児童館です。

「こども夢・チャレンジNo.1都市宣言」の理念を実現する施設として、「未来リテラシーを育む」というコンセプトのもと、子ども達にこれからの未来を力強く生き抜く力を育てる豊かな「学び」を提供し、小牧の子ども達やまちの「成長のシンボル」として、いつまでも愛される施設を目指します。

一緒に子ども達や施設の成長を支えていただける企業様をお待ちしています！



施設の中核となる体験を強化した大規模な遊具（シンボルタワー）



タブレットも活用して、授業や講座では体験できない楽しい学びが広がる講座

◆お問い合わせはこちら◆
小牧市役所 多世代交流プラザ準備室
TEL 71-8616 FAX 71-8612
mail miraikan@city.komaki.lg.jp



福岡市 FUKUOKA CITY

世界水泳選手権福岡大会開催等準備事業

2022年、21年ぶりに福岡市で開催される「世界水泳選手権」に加え、引き続き「世界マスターズ水泳選手権」が九州各地で開催されます！
新型コロナウイルス禍における新たな世界秩序の下で、元気や活力を与えてくれるビッグイベントになると同時に、世界中の人々に福岡、九州、更には日本の魅力を発信できるチャンスだと捉えています。
世界水泳を通じて新たな世界秩序の時代と一緒に盛り上げていただける企業さまのご寄附をお待ちしております！

第19回 FINA 世界水泳選手権 2022

会期：2022年5月13日(金)～5月29日(日) 17日間



第19回 FINA 世界マスターズ水泳選手権 2022

会期：2022年5月31日(火)～6月9日(木) 10日間



【連絡先】福岡市市民局世界水泳担当
電話番号：092-711-4610 メールアドレス：worldaquatics.CAB@city.fukuoka.lg.jp



奈良県明日香村

世界遺産登録推進プロジェクト

「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」の世界遺産登録に向け、明日香村では全村が一丸となって様々な事業を展開しており、**2024年に登録が実現する予定です**。
本プロジェクトは世界遺産登録に向けた構成資産の調査や整備をはじめ、登録後の来訪者を受け入れを想定した周辺環境整備、さらには世界遺産のある村としての誇りを次世代に継承するための施策などの下記事業を展開していきます。
世界遺産の登録推進にご支援をお願いします。

様式 2

- (1) 発掘調査の実施
- (2) 構成資産の整備
- (3) 周辺環境の整備
- (4) 景観保全の推進
- (5) 魅力発信の推進
- (6) 次世代への継承

【連絡先】
明日香村役場 総合政策課
電話番号：0744-54-2001
メールアドレス：seisaku@tobutori-asuka.jp



飛鳥高跡



高松塚古墳



キトラ古墳



酒船石造跡



石舞台古墳

高知県 企業版ふるさと納税 主な活用事業

1 「若者が住んで輝ける元気な漁村づくり」を進めます！
～高知マリンノベーションの推進による効率的な漁業生産体制への転換～
漁業者の高齢化や減少が進む中、漁業の生産性向上を図るため、生産、流通、販売の各段階でデジタル化を推進します。
SDGs 貢献ポイント：5、8、9、11、13、14、15、17

2 デジタル技術を活用した製品やサービスの開発を支援します！
～オープンイノベーションプラットフォームによる課題解決型の産業創出～
企業や大学などの技術やアイデアを組み合わせ、AIやIoTなどを活用して県内の様々な課題の解決につながる新たな製品・サービスの開発を推進します。
SDGs 貢献ポイント：4、5、7、8、9、10、11、13、14、15、17

3 都市での木材利用の促進により木材産業の活性を回ります！
～木材需要の拡大と「土佐材」の外高促進～
木材産業の活性化を図るため、事務所や店舗の木材・木骨など、都市での木材利用を進めます。顧客ニーズに基づいた付加価値の高い建築部材や木製品の開発などに取り組みます。
SDGs 貢献ポイント：3、5、7、8、9、10、11、13、14、15、17

4 「子ども食堂」を支援します！
～子どもの居場所づくり推進事業～
食事の提供を通じて子どもや保護者の居場所となる「子ども食堂」を高知県全域に広げることにより、子育て環境の充実を図ります。
SDGs 貢献ポイント：1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17

5 中山間地域の維持・活性化に取り組みます！
～集落活動センターの拡大・機能強化事業～
集落機能の維持や地域活動の担い手確保など、中山間地域の課題を克服し、持続可能な集落活動センターの取り組みを支援します。
SDGs 貢献ポイント：1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17

6 県内企業の「稼ぐ力」を高めます！
～中小企業の経営基盤の強化と外販の推進～
県内ものづくり企業の製品企画から試作開発、設備投資、国内外での販路開拓まで一貫した支援を行います。
SDGs 貢献ポイント：3、5、7、8、9、10、11、13、14、15、17

7 高知デジタルカレッジを開講します！
～IT・コンテンツ産業の振興と県内企業のデジタル化の促進～
企業経営者や社会人向けに最新のニーズに合わせたアプリ開発やwebデザイン、AIデータの活用方法などを学ぶ講座を開講します。
SDGs 貢献ポイント：4、5、7、8、9、10、11、13、14、15、17

8 観光振興により地域経済の活性化を図ります！
① 高知ならではの自然景観や体験プログラムを盛り込んだ観光地づくりを推進します！
～自然景観を最大限に活用した地域活性化の推進～
体験プログラムなど高知ならではの魅力を発信します。
② 「おもてなし」のさらなる充実を図ります！
～JR高知駅前の「まち広場」を活用した観光情報の発信や誘客への取組～
～高知駅周辺の「まち広場」を活用した観光情報の発信や誘客への取組～
SDGs 貢献ポイント：7、8、9、10、11、13、14、15、17

活用促進に向けた国や地方公共団体等の取組（令和3年度）①

- ・内閣府において、関係省庁・業界団体・民間企業等と連携し、制度の活用を促進しているところ。
- ・地域別のマッチング会や説明会を開催している事例が増加しており、各地域においても、一層の活用促進に向けた取組の企画等をお願いしたい。

（１）関係省庁（内閣府が登壇したイベントを記載）

開催日	主催(共催)	イベント名	参加団体数
9月22日	経済産業省 日本公認会計士協会共催	特別オンラインセミナー 【インボイス制度導入目前！】企業のデジタル戦略、SDGsによる企業成長と地域貢献	118企業等 (経済産業省経由申込)
10月27日	環境省 共催:and Beyond カンパニー (事務局NPO法人ETIC.)	地域循環共生圏フォーラム2021	9地方公共団体 39企業等
11月18日	消費者庁	消費者志向経営に関する連絡会	37企業
12月16日	経済産業省	企業版ふるさと納税説明会	経済産業局職員45名

※経済産業省の地域未来牽引企業や環境省の地域循環共生圏関係先に対しては、制度及び「企業版ふるさと納税分科会」の開催をメールで周知。

※**経済産業省とは2月28日（月）にマッチング会を共催予定**。環境省とは、マッチング会開催を検討中。

（２）業界団体等への説明（9月～12月）

関係省庁	業界団体	業界団体の対応
財務省	日本税理士連合会、TKC全国会	会員向けにメールで周知 静岡で制度説明会を開催予定
金融庁	日本公認会計士協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会	会員向けにメールで周知 業界誌に掲載
経済産業省	日本商工会議所、日本小売業協会、日本チェーンストア協会	会員向けにメールで周知
その他	日本青年会議所	制度説明会を開催予定

活用促進に向けた国や地方公共団体等の取組（令和3年度）②

（3）地方公共団体（内閣府が登壇したイベントを記載）

開催日	主催	イベント名	参加団体数
6月28日	奈良県（奈良県企業版ふるさと納税連絡協議会）	R3年度第1回情報発信部会・プロモーション部会	県内：35団体
8月3日	富山県	企業版ふるさと納税説明会	県内：13団体
8月30日	熊本県玉名市	たまな未来創造塾	企業：25社
11月2日	奈良県（奈良県企業版ふるさと納税連絡協議会）	企業×自治体マッチング会	県内：25団体 県外：6団体 企業：28社

（4）地方新聞社（内閣府が登壇したイベントを記載）

開催日	主催	イベント名	参加団体数
7月28日	（株）熊本日日新聞社	熊本県企業版ふるさと納税「県内自治体×企業」パートナーシップ構築のためのオンライン説明会	県内：25団体 県外：20団体 企業：52社（支店含む）
10月28日	（株）新日本海新聞社	鳥取県パートナーシップ構築のための企業版ふるさと納税オンライン説明会	県内：14団体 県外：6団体 企業：17社
11月30日	（株）北海道新聞社	企業版ふるさと納税セミナーin北海道	道内：52団体

（5）金融機関（内閣府が登壇したイベントを記載）

開催日	主催	イベント名	参加団体数
8月30日	興能信用金庫	第5回奥能登2市2町連絡会議	県内：5団体 企業：4社
12月16日	（株）武蔵野銀行	「企業版ふるさと納税制度」活用のポイントセミナー	企業：167名

ヤフーは国内の脱炭素化および再生可能エネルギー化への取組の一つとして、
企業版ふるさと納税の寄付先となる地方公共団体を公募する取組

「Yahoo! JAPAN 地域カーボンニュートラル促進プロジェクト」を2021年1月21日に発表し、
 8月24日に第一弾となる寄付先を発表しました。

	自治体名	取組み内容	金額（端数省略）		
1	北海道三笠市	石炭採掘跡へのCO2固定	1億円	吸収 固定	
2	宮城県	海岸防災林の適正管理 藻場造成	2,700万円	吸収 固定	
3	埼玉県	中小企業向けCO2見える化事業	760万円	排出 削減	
4	神奈川県平塚市	波力発電の商用化と漁船の電池推進船化 発電所周辺の藻場造成	2,400万円	再エネ 発電	吸収 固定
5	新潟県	一次産業による温室効果ガスの排出抑制・ 削減・吸収源対策	400万円	排出 削減	吸収 固定
6	山梨県	果樹園での土壌炭素固定	1,000万円	吸収 固定	
7	三重県尾鷲市	尾鷲ヒノキ市有林の若返り	2,600万円	吸収 固定	
8	鹿児島県大崎町	リサイクル率No1の大崎システムの横展開	4,600万円	排出 削減	

4. 寄附活用事例

寄附活用事例 — 令和2年度大臣表彰事例 —

第3回企業版ふるさと納税に係る大臣表彰～制度の概要と表彰事例のご紹介～
に掲載 https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/portal/pdf/dai3kai_hyouyoujirei.pdf

地方公共団体部門：埼玉県深谷市

〔埼玉県深谷市〕「郷土の偉人渋沢栄一顕彰×継承プロジェクト」(R1)

- 市出身の「渋沢栄一」翁の功績を広く周知する企画展等を実施するとともに、**渋沢栄一翁ゆかりの施設の整備を通じて、観光振興及び地域活性化を目指す**取組を実施。
- 市の職員が企業に何度も訪問して、企業との信頼関係を築き、寄附以外にも消毒関連機器の無償提供を受けるなど、**寄附企業との新たなパートナーシップを構築**している。

寄附企業：関東総合輸送(株)、湯本内装(株) ほか11社
寄附実績：55,400千円



渋沢栄一翁の肖像

地方公共団体部門：岐阜県飛騨市

〔岐阜県飛騨市〕飛騨神岡宇宙最先端科学パーク構想 (H28～H30)

- 宇宙素粒子観測装置「スーパーカミオカンデ」など、**宇宙物理学研究を紹介する展示施設を整備し、最先端の宇宙物理学の魅力**を広く伝え、**地域のブランド化につなげる**取組を実施。
- 市長自らが企業を直接訪問して、17の企業から寄附を獲得するとともに、**官民学による一体的な取組**を行うことで、臨場感のある施設の整備につなげている。

寄附企業：三井金属鉱業(株)、飛騨信用組合 ほか15社
寄附実績：148,600千円



「ひだ宇宙科学館 カミオカラボ」の展示施設

地方公共団体部門：岡山県瀬戸内市

〔岡山県瀬戸内市〕「国宝「山鳥毛」購入活用プロジェクト」(H30～R1)

- 国宝の備前刀「山鳥毛」^{やまとりげ}を購入し、市の観光資源として活用し、**観光振興や、交流人口の拡大を図る**取組を実施。
- 国宝「山鳥毛」を里帰りさせるための購入費用などに充てるため、約1年半で**147社に及ぶ多数の企業からの寄附を獲得**している。

寄附企業：岡北生コンクリート工業(株)ほか146社
寄附実績：312,010千円



国宝「太刀 無銘一文字(号：山鳥毛)」

企業部門：株式会社鹿児島銀行

第3回企業版ふるさと納税に係る大臣表彰～制度の概要と表彰事例のご紹介～
に掲載 https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/portal/pdf/dai3kai_hyousyoujirei.pdf

[鹿児島県日置市] 「観光PR武将隊プロジェクト」(H30～R1)

- **市の認知度向上による交流人口の拡大**を図るため、市職員で、戦国島津氏・家臣に扮する「ひおきPR武将隊」を結成し、県内外でのPR活動を展開。また、イベント等での甲冑体験やSNS等を活用した情報発信を実施。

寄附企業：(株)鹿児島銀行(※)、(株)ムジャキフーズ
寄附実績：27,031千円(うち(株)鹿児島銀行：25,031千円)

※ 地域の活性化が、同行の継続的な発展にもつながるとの考えのもと、9つの地方公共団体に寄附を行っている。



鎧に身を包んだ「ひおきPR武将隊」

企業部門：株式会社ホクリク

[北海道東川町] 「地方創生人材育成サイクル構築プロジェクト」(H29～R1)

- **子どもたちが将来的に「人財」として東川町に戻るサイクルを構築**するため、子どもたちの自立した人材育成を図るための環境整備、国際感覚を磨く相互交流、地域外に進学する学生や、地域外から町へ進学する学生に奨学助成等を実施。

寄附企業：(株)ホクリク(※)、(株)良品計画(ほか7社)
寄附実績：306,000千円(うち(株)ホクリク：270,000千円)



高校生海外派遣事業に参加した生徒たち

※ 北海道東川町における子どもたちの国際感覚を磨くための国際交流事業などに賛同し、同社の事業や地縁に関係なく、同町に継続して寄附を行うとともに、寄附を活用した上記事業などに企画立案段階から携わっている。

5. 経済的利益供与等に係るQ&Aについて

総 説	● 禁止される具体例の例示	【Q5-1-1】	
	● 許容される具体例の例示	【Q5-1-2】	
個別事例の詳述			
契 約 一 般	● 寄附を行った法人を契約の相手方とすること	● まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る契約	【Q5-2-1】
		● 上記以外の事業に係る契約	【Q5-2-2】
	● すでに契約関係にある法人から寄附を受領すること		【Q5-2-3】
ネーミングライツ	● 寄附を行った法人をネーミングライツ契約の相手方とすること	● 有償のネーミングライツ契約	【Q5-3-1】
		● 無償のネーミングライツ契約	【Q5-3-2】
施 設 等 の 利 用	● 寄附を行った法人に対し、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された施設等を利用させること		【Q5-4-1】(番号改定)
	● 寄附により整備されたサテライトオフィスを、当該寄附を行った法人に専属的に利用させること		【Q5-4-2】(新設)
寄附法人の子会社等	● 寄附を行った法人の関係会社を契約の相手方とすること		【Q5-5】
契約関係類似の関係	● 寄附を行った法人との間で一定の関係を成立させること		【Q5-6-1】
	● すでに一定の関係にある法人から寄附を受領すること		【Q5-6-2】
そ の 他	● 法人にとってのメリット		【Q11】

令和4年1月17日付け「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するQ&A」の改定内容

【問番号のみ改定】

Q5-4-1.

地方公共団体が、寄附を行った法人に対し、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備されたサテライトオフィス等の施設等を利用させることは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。

【回答番号のみ改定】

A5-4-1.

地方公共団体が、寄附を行った法人（以下「寄附法人」といいます。）に対し、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された施設等を利用させることは、寄附の受領を理由に寄附法人とその他の法人とを別異に取り扱う場合（例えば、法人に専属的に利用させる場合や、寄附法人のみに対し合理的な理由なく、施設等の利用料を無償にしたり、低廉な利用料を設定したりする場合）を除き、一般的に、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しないと考えられます。

なお、地方公共団体においては、当該施設等に関する利用条件等の公正性・透明性等に係る説明責任を果たす必要があることにご留意ください。

【新設】

Q5-4-2.

寄附により整備された施設を、当該寄附を行った法人に専属的に利用させることは、一般的に禁止されていますが、例えば、寄附により整備されたサテライトオフィスを、寄附を行った法人が利用することとなる場合に、留意すべきことはありますか。

【新設】

A5-4-2.

寄附により整備されたサテライトオフィスを、当該寄附を行った法人（以下「寄附法人」といいます。）が利用することとなる場合、寄附法人以外の者も入居していることが望ましいですが、公募を通じて、寄附法人以外の者も同じ条件でその施設の利用が可能であったものであり、将来的な寄附法人以外の者の入居が排除されていないのであれば、寄附法人以外の者の入居がなくても、禁止される専属的利用に当たらないと考えられ、企業版ふるさと納税を活用することが可能です。

【参考（改定なし）】

Q5-1-1.

内閣府令において、法人に対し、寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与することが禁止されていますが、具体的にどのような行為を行ってはいけないのですか。

【参考（改定なし）】

A5-1-1.

平成28年4月15日付け閣議決定により一部変更された地域再生基本方針において、寄附を行う法人に対し、以下の行為が禁止されています。

a.～d. (略)

e. その他、寄附を行うことの代償として、経済的な利益を供与すること。

また、内閣府令において禁止される「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当するかどうかは社会通念等に従って個別具体的に判断されることとなりますが、一般的に、上記e.のうち「経済的な利益を供与すること」に該当する例は、以下のとおりです。

(略)

・まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された施設を専属的に利用させること。

(略)

令和3年7月14日付け「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するQ&A」の改定内容①

Q5-1-1.

内閣府令において、法人に対し、寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与することが禁止されていますが、具体的にどのような行為を行ってはいけないのですか。

A5-1-1.

平成28年4月15日付け閣議決定により一部変更された地域再生基本方針において、寄附を行う法人に対し、以下の行為が禁止されています。

- a. 寄附を行うことの代償として、補助金を交付すること。
- b. 寄附を行うことの代償として、他の法人に対する金利よりも低い金利で貸付金を貸し付けること。
- c. 寄附を行うことの代償として、入札及び許認可において便宜の供与を行うこと。
- d. 寄附を行うことの代償として、合理的な理由なく市場価格よりも低い価格で財産を譲渡すること。
- e. その他、寄附を行うことの代償として、経済的な利益を供与すること。

また、内閣府令において禁止される「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当するかどうかは社会通念等に従って個別具体的に判断されることとなりますが、一般的に、上記e.のうち「経済的な利益を供与すること」に該当する例は、以下のとおりです。

- ・商品券やプリペイドカードなど換金性が高い商品を提供すること。
- ・寄附を行うことを公共事業の入札参加要件とすること。
- ・まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された施設を専属的に利用させること。

これらのほか、地方公共団体や法人等からの問合せや相談を踏まえて追記したQ5-2-1からQ5-6-2までの各質問に対する回答もご参照ください。

なお、寄附をした法人に対して、寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与したことが明らかになった場合には、地域再生計画の認定が取り消されるなど、事後の地域再生法上の特例措置の適用に当たり、地方公共団体に不利益が生じることがあります。

Q5-1-2.

例えば、どのような行為が、内閣府令において禁止される「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しないのですか。

A5-1-2.

一般的に、寄附を行うことの代償としての経済的な利益の供与に該当しないと考えられる例は、以下のとおりとなります。

- ・寄附企業に対し、感謝状その他これに類するものを贈呈すること。
- ・地方公共団体のホームページ、広報誌、県政広報番組等において、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を紹介するのにあわせ、寄附企業の名称を他の寄附者と並べて紹介すること。
- ・まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された施設等に銘板等を設置し、寄附企業の名称を他の寄附者と並べて列挙すること。
- ・社会通念上許容される範囲内で記念品その他これに類するものを贈呈すること。

これらのほか、具体的に、地方公共団体や法人等からの問合せや相談を踏まえて追記した以下のQ5-2-1からQ5-6-2までの各質問に対する回答の中で明らかにしていますので、ご参照ください。

令和3年7月14日付け「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するQ&A」の改定内容②

Q5-2-1.

地方公共団体が、寄附を行った法人をまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る契約の相手方とすることは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。

A5-2-1.

地方公共団体が、入札・契約に関する法令及び当該地方公共団体の定める条例・規則等を遵守した上で、寄附を行った法人（以下「寄附法人」といいます。）をまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る契約の相手方とすることは、当該事業に係る入札・契約事務の手続きにおいて、寄附の受領を理由に寄附法人とその他の法人とを別異に取り扱う場合（例えば、地方公共団体が寄附法人しか応札できないような条件を合理的な理由なく設けて競争入札等を行う場合）を除き、一般的に、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しないと考えられます。

これは、上記の別異に取り扱う場合以外の場合には、あくまで入札・契約上の公正なプロセスを経た上で寄附法人が得ることとなる経済的な利益であり、内閣府令が禁止している「寄附を行うことの代償」とは認められないことによります。

なお、地方公共団体においては、入札・契約上のプロセスの公正性・透明性等に係る説明責任を十分に果たす必要があることにご留意ください。

Q5-2-2.

地方公共団体が、寄附を行った法人をまち・ひと・しごと創生寄附活用事業以外の事業に係る契約の相手方とすることは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。

A5-2-2.

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業以外の事業の場合であっても、基本的には、上記Q5-2-1に対するA5-2-1と同様の考え方となります。

地方公共団体においては、当該事業に係る入札・契約上のプロセスの公正性・透明性等に係る説明責任を果たす必要があることにご留意ください。

Q 5 - 2 - 3 .

地方公共団体が、すでに契約関係にある法人から寄附を受領することは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。

A 5 - 2 - 3 .

過去に契約関係にあったこと又は現時点で契約関係にあることは、下記の場合を除き、一般的には、「寄附を行うことの代償として」供与されたものであるとは考えられないことから、当該法人から寄附を受領することは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しないと考えられます。

ただし、契約関係となる以前に法人から寄附の申し出を受け、入札・契約に関する法令及び当該地方公共団体の定める条例・規則等を遵守した上で契約を締結する時点で、寄附を受領するに至っていない場合には、Q 5 - 2 - 1 に対する A 5 - 2 - 1 において記載しているように、当該契約関係の対象である事業に係る入札・契約事務の手続きにおいて、寄附の申し出を理由に当該申し出を行った法人とその他の法人とを別異に取り扱う場合を除き、一般的に、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しないと考えられることにつき、ご注意ください。

Q5-3-1.

地方公共団体が、寄附を行った法人との間で、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された施設等について、有償のネーミングライツ（公共施設等に名称を付与する権利）契約を締結することは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。

また、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業以外の事業により整備された施設等について、有償のネーミングライツ契約を締結することは、「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。

A5-3-1.

地方公共団体が、入札・契約に関する法令及び当該地方公共団体の定める条例・規則等を遵守した上で、寄附を行った法人（以下「寄附法人」といいます。）との間で、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された施設等について、有償のネーミングライツ契約を締結することは、寄附の受領を理由に寄附法人とその他の法人とを別異に取り扱う場合（例えば、地方公共団体が、優先交渉権者の選定に際し、寄附法人しか応募できないような条件を合理的な理由なく設ける場合）を除き、一般的に、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しないと考えられます。

なお、地方公共団体においては、価格設定を含め、ネーミングライツ契約のプロセスの公正性・透明性等に係る説明責任を果たす必要があることにご留意ください。

また、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業以外の事業により整備された施設等であっても、基本的には、上記の内容と同様の考え方となりますが、ネーミングライツ契約については、選定方法等に関し、様々な方法が考えられますので、疑問点等あれば、個別にご相談ください。

Q5-3-2.

地方公共団体が、寄附を行った法人との間で、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された施設等について、無償のネーミングライツ（公共施設等に名称を付与する権利）契約を締結することは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。

また、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業以外の事業により整備された施設等について、無償のネーミングライツ契約を締結することは、「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。

A5-3-2.

地方公共団体が、寄附を行った法人（以下「寄附法人」といいます。）との間で、無償のネーミングライツ契約を締結することは、寄附の受領を理由に無償とするとは認められない特段の事情がない限り、一般的に、ネーミングライツの選定・付与に係る手続きにおいて、寄附の受領を理由に寄附法人とその他の法人とを別異に取り扱う場合と同視できることから、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当すると考えられます。

なお、寄附の受領を理由に無償とするとは認められない特段の事情とは、例えば、法人から寄附の申し出を受けることとは別に、地方公共団体において、合理的な理由に基づき、無償によりネーミングライツを付与することを決定し、かつ、公募等により公正にネーミングライツ契約の相手方として寄附法人を選定する場合は挙げられます。

いずれにせよ、地方公共団体においては、価格設定を含め、ネーミングライツ契約のプロセスの公正性・透明性等に係る説明責任を果たす必要があることにご留意ください。

また、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業以外の事業により整備された施設等であっても、基本的には、上記の内容と同様の考え方となりますが、ネーミングライツ契約については、選定方法等に関し、様々な方法が考えられますので、疑問点等あれば、個別にご相談ください。

令和3年7月14日付け「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するQ&A」の改定内容⑥

Q 5 - 4.

地方公共団体が、寄附を行った法人に対し、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備されたサテライトオフィス等の施設等を利用させることは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。

A 5 - 4.

地方公共団体が、寄附を行った法人（以下「寄附法人」といいます。）に対し、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された施設等を利用させることは、寄附の受領を理由に寄附法人とその他の法人とを別異に取り扱う場合（例えば、法人に専属的に利用させる場合や、寄附法人のみに対し合理的な理由なく、施設等の利用料を無償にしたり、低廉な利用料を設定したりする場合）を除き、一般的に、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しないと考えられます。

なお、地方公共団体においては、当該施設等に関する利用条件等の公正性・透明性等に係る説明責任を果たす必要があることにご留意ください。

Q 5 - 5.

地方公共団体が、寄附を行った法人の子会社等、当該寄附を行った法人の関係会社をまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る契約の相手方とすることは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。

また、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業以外の事業に係る契約の相手方とする場合は、「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。

A 5 - 5.

地方公共団体が、入札・契約に関する法令及び当該地方公共団体の定める条例・規則等を遵守した上で、寄附を行った法人の子会社等、当該寄附を行った法人の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に規定する「関係会社」をいいます。以下「寄附法人の関係会社」といいます。）を、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る契約の相手方とすることは、当該事業に係る入札・契約事務の手続きにおいて、寄附の受領を理由に寄附法人の関係会社とその他の法人とを別異に取り扱う場合（例えば、地方公共団体が寄附法人の関係会社しか応札できないような条件を合理的な理由なく設けて競争入札等を行う場合）を除き、一般的に、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しないと考えられます。

なお、地方公共団体においては、入札・契約上のプロセスの公正性・透明性等に係る説明責任を果たす必要があることにご留意ください。

また、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業以外の事業であっても、基本的には、上記の内容と同様の考え方となります。

Q5-6-1.

地方公共団体が、寄附を行った法人との間で、以下のとおり、一定の関係を成立させることは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。

- ・ 寄附を行った法人が参画している共同企業体等との間で契約を締結すること
- ・ 寄附を行った法人に対し出資等を行うこと
- ・ 寄附を行った法人を指定管理者とすること
- ・ 寄附を行った法人を指定金融機関とすること

A5-6-1.

上記Q5-2-1に対するA5-2-1と同様の考え方となります。A5-2-1をご参照ください。

Q5-6-2.

地方公共団体が、以下のとおり、一定の関係にある法人から寄附を受領することは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。

- ・ 地方公共団体との契約に基づき履行する共同企業体等に参画している法人から寄附を受領すること
- ・ 出資等の相手方である法人から寄附を受領すること
- ・ 指定管理者である法人から寄附を受領すること
- ・ 指定金融機関である法人から寄附を受領すること

A5-6-2.

上記Q5-2-3に対するA5-2-3と同様の考え方となります。A5-2-3をご参照ください。

11. その他

Q11.

法人にとって、地方創生応援税制を活用するメリットは何ですか。

A11.

法人にとって、地方創生応援税制を活用して地方公共団体の地方創生プロジェクトを支援することは、当該税制の適用を受けることのほか、下記のメリット・効果につながると考えられます。

- ・ 寄附による社会貢献を通じた法人のイメージアップや認知度の向上
- ・ 地域社会の活力向上などへの貢献
- ・ 創業地など縁のある地域への恩返し
- ・ 事業分野以外の分野を含む地方公共団体の地方創生プロジェクトへの支援による、SDGs達成に向けた取組みの推進、ESGに配慮した経営の遂行
- ・ 地方公共団体をはじめ、当該地方公共団体による地方創生プロジェクトに関わる多様な主体との新たな関係の構築 など

詳細は、内閣府ホームページに掲載している「企業版ふるさと納税活用事例集～全国の特徴的な取組～」(令和3年3月)をご覧ください。(URL :

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/portal/pdf/R2jireisyu.pdf>)